

学生各位

青森公立大学 学部長 神山 博

2023年5月8日以降の青森公立大学生の感染防止対策について【2023年度春学期】

新型コロナウイルス感染症については、2023年5月8日以降、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることとなりました。しかし、感染症法上の位置づけが変更されても、ウイルスの感染力や重症化リスクは変わらず、青森市内でも依然として感染者が発生し続けている状況です。

本学では、**教室収容率を100%まで制限緩和していること**によって十分に距離を保つことが難しいことから、今後も「周囲の方に感染を広げないため」「自身を感染から守るため」に学内ではマスクの着用をお願いします。

【基本的な対応】

- 学内では、正しくマスク（「不織布」を推奨）の着用を推奨する、それ以外の場所では、マスクの着用は個人の判断に委ねるが、通学時の混雑した電車・バス等を利用する場合などにおいても、マスクの着用を推奨する。
- ウイルスの感染力等は変わらないため、油断をせず、規則正しい生活を意識し、日々の検温など体調管理に努め感染症対策を行うこと。また、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」を意識して行動する。

【感染が疑われる場合、公欠の取扱い】

- 発熱や咽頭痛、せき等の普段と異なる症状がある場合には、通学を控えること。また、別紙の「【学生向け】体調不良の場合の行動について」を参照し、授業担当教員や事務局への連絡など適切な対応を取ること。
- 5月8日以降は、これまで「濃厚接触者」として扱われたケースであっても、本人の感染が確認されておらず、無症状である場合には、通学することが可能となるが、少しでも気になる症状等がある場合には、通学を控え、事務局に連絡して対応を確認すること。
- 5類感染症へと移行したことに伴い、大学における公欠の扱いは以下のとおりです。

	旧 (5月8日まで)	新 (5月8日以降)
陽性者	公欠対象	公欠対象※1
濃厚接触者	公欠対象	対象外
ワクチン接種	公欠対象	対象外

※1 出席停止措置期間の目安としては、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となる。また、無症状の感染者については、「検体を採取した日から5日を経過するまで」となる。

- 今後は、重症化リスクがなく、症状が軽い場合は、自己検査で感染の有無を確認することや、自宅療養が推奨されており、抗原検査キット（医療用）や解熱剤等の常備薬を準備しておくことが望ましい。

【サークル活動、課外活動】

サークル活動をはじめとする課外活動について、特段制限をかけるものではないが、飲食を伴う活動や懇親会等を実施する場合、移動等で混雑する公共交通機関等を利用する場合には、感染対策に留意すること。